第二節　業務

第二条を削る。

第一条の六第九号中「放送普及基本計画」を「基幹放送普及計画」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条、章名及び節名を加える。

（候補者放送の記録の閲覧）

**第九条**　法第十三条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送（以下「候補者放送」という。）をした場合には、次に掲げる事項を記録するものとし、公選による公職の候補者又はその代理人の請求があつたときは、放送事業者の事務所においてその記録を閲覧させるものとする。

一　候補者の氏名及び所属する政党

二　放送をした年月日、時刻及び時間

三　基幹放送事業者にあつては放送をした放送局、一般放送事業者にあつては放送をした電気通信設備及び使用した周波数

第三章　協会等

第一節　通則

第一条の五第一項中「第三条の五」を「第八条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同項第七号中「放送普及基本計画」を「基幹放送普及計画」に改め、同条第二項中「第三条の五」を「第八条」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同項各号中「こと」を「こと。」に改め、同条を第七条とする。

第一条の四第一項中「第三条の四第五項（法第三条の四第七項」を「第六条第五項（法第八十一条第六項において準用する場合及び法第百七条」に改め、同条第二項中「第三条の四第五項第二号」を「第六条第五項第二号」に、「第三条の四第七項」を「第八十一条第六項において準用する場合及び法第百七条」に改め、同条第三項中「第三条の四第五項（法第三条の四第七項」を「第六条第五項（法第八十一条第六項において準用する場合及び法第百七条」に改め、同項第一号中「第三条の四第五項第一号及び第二号」を「第六条第五項第一号及び第二号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「同項第一号」を「法第六条第五項第一号」に、「第四条第一項」を「第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に、「場合その他の」を「場合その他」に改め、同項第二号中「第三条の四第五項第三号」を「第六条第五項第三号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「第三条の四第七項」を「第百七条」に、「同条第五項」を「法第六条第五項」に、「場合その他の」を「場合その他」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関の委員の員数）

**第六条**　法第七条第一項の総務省令で定める七人未満の員数は、五人とする。

第一条の三第一項中「第三条の三第二項及び第三条の四第六項」を「第五条第二項及び第六条第六項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、「放送対象地域」の下に「（法第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。以下同じ。）又は業務区域（法第百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「日刊新聞紙への掲載」を「インターネットの利用」に改め、同条第二項中「第三条の四第七項（法第四十四条第三項において準用する場合」を「第百七条（法第八十一条第三項において準用する場合」に、「第三条の四第六項」を「第六条第六項」に改め、同条第三項中「第三条の四第六項第一号」を「第六条第六項第一号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「審議機関」を「放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）」に改め、同条第四項中「第三条の四第七項」を「第百七条」に、「同条第六項」を「法第六条第六項」に改め、同条第六項中「第三条の四第六項第一号」を「法第六条第六項第一号（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に、「同項第二号」を「法第六条第六項第二号（法第八十一条の次に次の二条及び章名を加える。

（定義）

**第二条**　この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一　「地上基幹放送事業者」とは、地上基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。

二　「衛星基幹放送事業者」とは、衛星基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。

三　「衛星一般放送」とは、人工衛星局（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の十に規定する人工衛星局をいい、衛星基幹放送局（同項第二十号の十一に規定する衛星基幹放送局をいう。）、衛星基幹放送試験局（同項第二十号の十二に規定する衛星基幹放送試験局をいう。）及び衛星基幹放送を行う実用化試験局（同項第二十三号に規定する実用化試験局をいう。以下同じ。）を除く。）を用いて行われる一般放送をいう。

四　「有線一般放送」とは、有線電気通信設備を用いて行われる一般放送をいう。

五　「有線テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送による有線一般放送をいう。

六　「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者をいう。

七　「同時再放送」とは、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送をいう。

八　「有料放送」とは、法第百四十七条第一項に規定する有料放送をいう。

九　「有料放送事業者」とは、法第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。

十　「国内受信者」とは、法第百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。

十一　「番組送出設備」とは、放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれらを管理する機能を有する電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）をいう。

十二　「放送局の送信設備」とは、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送にあつては放送をする無線局の送信設備をいい、衛星基幹放送にあつては人工衛星の放送局の送信設備（地球局から伝送された放送番組を受信するための電気通信設備を含む。）をいう。

十三　「地球局設備」とは、人工衛星の放送局の送信設備まで放送番組を伝送するための地球局の送信設備をいう。

十四　「中継回線設備」とは、地上基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を放送局の送信設備まで伝送する機能を有する電気通信設備、異なる場所に設置した放送局の送信設備の間で放送番組を伝送する機能を有する電気通信設備（放送波により中継を行う場合は、その受信設備を含む。）又は異なる場所に設置した番組送出設備間に設ける電気通信設備をいい、衛星基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を地球局設備まで伝送するための電気通信設備をいう。

（基幹放送局設備の範囲）

**第三条**　法第二条第二十四号の総務省令で定めるその他の電気通信設備は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　基幹放送局設備（法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備をいう。以下同じ。）を地上基幹放送の業務又は移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合　番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部（基幹放送局提供事業者が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により受けた基幹放送局（法第二条第九号の基幹放送局をいう。以下同じ。）の免許に係る基幹放送局設備を衛星基幹放送の業務の用に供する場合　地球局設備（基幹放送局提供事業者が電波法の規定により受けた基幹放送局の免許に係る基幹放送の業務に用いられる電気通信設備である場合に限る。）

二　基幹放送局設備を衛星基幹放送の業務の用に供する場合　地球局設備（基幹放送局提供事業者が電波法の規定により受けた基幹放送局の免許に係る基幹放送の業務に用いられる電気通信設備である場合に限る。）